

建設業法施行令の一部改正に伴う金額要件の見直しについて

今般、「建設業法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第353号）」により、特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請代金額や主任（監理）技術者の専任を要する請負代金額等が引き上げられ、令和5年（2023年）1月1日から施行されることとなりましたので、改正政令の概要及び留意事項について、下記のとおりお知らせします。

記

1 改正政令の概要（金額要件の見直し） ※（ ）内は建築一式工事の場合

改正事項	現行	改正後
特定建設業の許可及び監理技術者の配置を要する下請代金額の下限	4,000 万円 (6,000 万円)	<u>4,500</u> 万円 (<u>7,000</u> 万円)
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限	3,500 万円 (7,000 万円)	<u>4,000</u> 万円 (<u>8,000</u> 万円)
下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができる特定専門工事の下請代金額の上限	3,500 万円	<u>4,000</u> 万円

2 施行日

令和5年（2023年）1月1日

3 留意事項

(1) 監理技術者から主任技術者への途中交代、専任から非専任への変更等について

ア 監理技術者から主任技術者への途中交代について

監理技術者制度運用マニュアル（平成16年国総建第315号）において、建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者から主任技術者への工期途中での交代（以下「途中交代」という。）は慎重かつ必要最小限とすることとされています。

このため、本改正政令の施行後においても、病休、死亡、退職等のやむを得ないと認められる事由がある場合において発注者の承認を得たときを除き、原則として途中交代はできないものとします。

イ 専任技術者の非専任への変更について

本改正政令の施行後、工期途中において専任技術者を非専任に変更することについては、請負契約の当事者間で協議を行い、発注者が工事の継続性、品質確保等に支障がないと認める場合にのみ、専任技術者を非専任に変更できるものとします。

ウ 特定専門工事について

本改正政令の施行後、工期途中において特定専門工事に該当することとなった場合には、元請負人及び下請負人の合意により、当該建設工事における下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができますが、この場合においても、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう対応することが必要であることに留意してください。

(2) 建設工事の現場に掲げる標識の取扱いについて

建設業法（昭和24年法律第100号）第40条に基づき、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、当該建設業者が配置した主任技術者又は監理技術者の氏名及び専任の有無等が記載された標識を掲示しなければならないこととされておりますが、当該標識の修正が必要となった場合は速やかに修正してください。

4 技術検定の受験資格の見直しについて

本改正政令により、現在、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第36条及び第37条において定められている技術検定の受験資格が国土交通省令で定められることとなりました。今後、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）等の改正により、受験資格の見直しが行われる予定であり、受験資格の見直しを含めた技術検定制度の見直しについては、令和6年（2024年）4月1日より施行されます。

（参考）国土交通省ホームページ

報道発表資料：「建設業法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定 - 国土交通省 ([mlit.go.jp](https://www.mlit.go.jp))

(URL)https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00139.html

【お問合せ】

熊本市総務局契約監理部工事契約課

電話 096-328-2442